

災害・新興感染症等の発生時における体制の整備について

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。

要指導医薬品及び、一般医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。

○新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

1・感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

2・個人防備具を備蓄

3・要指導医薬品及び一般用医療品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対策に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がない時から整備

○災害の発生時における体制の整備について

1・災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

2・自治体からの要請に応じ、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制

3・地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ、または当該保険薬局を含む

近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制